

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案委員会修正要旨

- 一 この法律の施行期日を「平成二十三年四月一日」から「平成二十三年十月一日」に改める。
- 二 職業能力開発促進センター等の用に供されている資産について、都道府県が譲渡価額等の特例により譲渡を受けることができる期限を、「平成二十五年三月三十一日」から、「平成二十六年三月三十一日」に改める。
- 三 その他所要の規定の整備を行う。